

## 茨木市中小企業設備投資応援資金融資のご案内 (大阪府市町村連携型中小企業融資制度)

この融資は、「大阪府チャレンジ応援資金（設備投資応援融資）」を活用し、茨木市が独自に金利軽減を行うことで、茨木市内で事業を営む中小企業者に対し、事業に必要な設備資金（設備に付随する運転資金を含む）を、大阪信用保証協会の保証を付して、市内金融機関より借り入れできるように支援する制度です。

### 1. 申込資格

#### ◇〈一般型〉 〈略称：府 設備応援（連携）〉

茨木市内において引き続き6か月以上事業を営んでいる中小企業者で、経営基盤の強化等に必要な設備を茨木市内の事業所に導入し、かつ金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方

#### ◇〈DX・カーボンニュートラル型〉 〈略称：府 設備DX・CN型（連携）〉

一般型の資格に加えて、DX・カーボンニュートラルに関する資金として申込をされる方

#### ◇〈計画認定型〉 〈略称：府 設備計画認定型（連携）〉

一般型の資格に加えて、以下のいずれかに該当する方（医療法人及び特定非営利活動法人を除く）

- ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方
- ②中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき設備導入を行う方
- ③中小企業強靱化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ④中小企業強靱化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方
- ⑤経済産業大臣から情報処理の促進に関する法律第31条の認定を受けた方

※〈一般型〉と比べて、信用保証料が優遇されます。

### 中小企業者とは下記のいずれかに該当する方です。

中小企業信用保険法第2条第1項に定める

- 資本または出資の総額が3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下の会社
- 常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下の会社、特定非営利活動法人、個人
- 常時使用する従業員数が300人以下の医業を主たる事業とする法人（個人の場合は100人以下）
- 中小企業等共同組合等（窓口でご確認ください。）

なお、政令で資本金額や従業員数について、別に基準が定められている業種があります。

## 2. 制度をご利用いただけない主な例

- ◆ 農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（特定非営利活動法人を除く）などの場合
- ◆ 許認可・登録等を必要とする事業で、当該許認可・登録等を受けていない場合
- ◆ 銀行取引停止処分を受け2か年経過していない場合
- ◆ 振出しに係る手形、小切手が第1回不渡りとなった後6か月を経過していない場合
- ◆ 信用保証協会が行った代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合 など

## 3. 資金使途

茨木市内の事業所への設備資金及び設備資金に付随する運転資金

※設備に付随する運転資金は、設備資金の1/2以内となります。

（申込時に事業計画で資金内容を確認します。）

なお、運転資金のみの利用はできません。また、転貸資金は認めません。

先端設備等導入計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途として設備に付随する運転資金は含まれません。

認定経営力向上計画に基づく設備導入資金として計画認定型を利用される場合、資金使途が設備資金等であることに加え、中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動の資金であることが必要です。

## 4. 融資限度額及び融資条件

（1）融資限度額 （注-1） 無担保 3,000万円

（注-1） この融資は信用保証付きですので、大阪信用保証協会および他の信用保証協会に保証残がある場合は、融資限度額に制約があります。利用可能な融資額については、大阪信用保証協会にお問い合わせください。

（2）融資条件

融資利率 （注-2）	融資期間	返済方法 （注-2）	信用保証料率 （注-3）
年1.0%以下 （固定金利）	10年以内 （無担保）	毎月元金均等分割返済 据置期間：6ヵ月以内	大阪信用 保証協会の 定める料率

（注-2） 融資利率は、金融情勢の変化等により変わることがありますので、申込時に金融機関にご確認ください。据置期間中は利息のみの返済となります。

（注-3） Iot関連機器、3次元積層技術関連機器等の導入については、信用保証協会の定める割引対象となります。

(3) 連帯保証人 次のとおり必要です。(注-4)

	個人	法人	組合
連帯保証人	原則として、不要	原則として、 法人代表者のみ必要	原則として、 代表理事のみ必要

(注-4) 次の方は、個々の実情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

- ・実質的な経営権を持つ方
- ・事業承継予定者
- ・同一事業に従事している配偶者
- ・営業許可名義人
- ・組合における代表理事以外の理事、組合員（組合員が法人の場合はその代表者）等

## 5. 融資申込に必要な書類

必 要 書 類		部数	確認欄
(1) 信用保証委託申込書		1	
(2) 信用保証委託契約書（令和3年7月1日保証申込分より、貸付実行時に作成のうえ提出） （注-1）		1	
(3) 申込人（企業）概要（前回保証時から変更ない場合は省略可）		1	
(4) 資産・負債および収入・支出（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		1	
(5) 保証人等明細		1	
(6) 同意書（注-2） ・個人情報の取扱いに関する同意書（保証協会用） ・個人情報の提供に関する同意書（金融機関用）		各1	
(7) 法人の場合	履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）（注-3） ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
	決算書及び附属明細書（写）（注-4） ※決算を2期以上しているときは直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
	税務署受付印のある確定申告書（写）【別表の主要なものの写し】（注-4） ※電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(8) 個人の場合 （注-4）	税務署受付印のある確定申告書（写） ※電子申告の場合は受付結果（受信通知）を印刷したものを添付 ※申告を2期以上している場合は直近2期分 ・保証協会用1通 ・取扱金融機関用1通（取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）	2	
(9) 印鑑証明書（注-5） （原則、発行後3カ月以内のもの）	申込者	1	
	連帯保証人（法人代表者等）	1	
(10) 納税証明書等（注-6）		1	
(11) 設備投資にかかる契約書（写）・見積書（写）等		1	
(12) 営業に際して、必要となる許認可・届出書等の写し（必要業種の場合）			
(13) 申込時点において保証協会の利用がない場合、申込人（法人にあっては代表者）の住民票抄本（前住所確認ができるもの）（原則、発行後3カ月以内のもの） （取扱金融機関の同意がある場合等は省略可）		該当するもの各1	
(14) 申込人（法人にあっては代表者）及び連帯保証人が外国人の場合、在留資格及び在留期間が確認できる住民票抄本（原則、発行後3カ月以内のもの）又は在留カード若しくは特別永住者証明書のいずれかの写し。 ただし、在留資格が永住者の場合、すでに保証協会が永住者であることを確認済であって、申込時点において、保証協会の利用がある場合は不要。			

(15) 計画書	一般型	事業計画書（ただし、計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。）	1	
	DX・カーボンニュートラル型	以下のいずれか ①「産業競争力強化法」による国の事業適応計画の写し ②事業計画書（計画内容が確認できる場合は、他の計画書を準用することを可能とする。）及び「設備投資応援融資」の資金使途に係る確認書	1	
	計画認定型	以下のいずれか ①経営力向上計画申請書及び主務大臣計画認定書の写し ②先端設備等導入計画申請書及び市町村長計画認定書の写し ③事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ④連携事業継続力強化計画申請書及び経済産業大臣計画認定書の写し ⑤情報処理システムの運用及び管理に関する計画書及び認定申請書、認定通知書の写し（注-7）	1	
(16) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等（特定非営利活動法人のみ）（注-8）			1	
(17) その他、必要と認められる書類				

- (注-1) 信用保証委託契約書は、申込者、連帯保証人が必ず自著捺印してください。
- (注-2) 令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）に、保証の関係者（本人、連帯保証人、担保提供者等）から個別に提出が必要。
- (注-3) 令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）は必要（写し可）。2回目以降は変更がある場合等、必要に応じて徴求。
- (注-4) 税務署受付印または受信通知（写）のある確定申告書の添付ができない場合は、保証協会の判断により取扱いできるものとします。
- (注-5) 令和3年4月1日以降の初回申込時（全件完済及び否決取下げ後6ヵ月経過している場合を含む。）は必要（写し可）。2回目以降は変更がある場合等に必要。
- (注-6) 同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済の場合は不要。金融機関による納付状況の確認が行われており、信用保証委託申込書の納付状況欄で滞納がないことを確認できる場合は省略可。
- (注-7) ・当初の認定から2年を超えている場合もしくは貸付実行までの間に認定の有効期限を経過することが見込まれる場合、認定更新申請書及び認定（更新）通知書写しの提出が必要。  
・認定申請書または認定更新申請書の内容に変更があった場合は、認定変更届出書の写しの提出が必要。
- (注-8) 特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等とは以下の書類です。
- (1) 事業報告書
  - (2) 計算書類（活動計算書および貸借対照表）及び財産目録  
ただし、決算を2期以上している場合は直近2期分
  - (3) 年間役員名簿
  - (4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所または居所を記載した書面

### 申込者の納税証明書

- 市・府民税  
（注-1）（注-2）
- 法人市民税

のいずれかの当該事業に係る  
**納税証明書**

なお、前記のいずれについても、発行時期が未到来のため添付できない場合は、次のいずれか1通。  
・市・府民税、法人市民税のいずれかに係る納税状況を証する書類。

- (注-1) 当該事業に係る課税額ゼロの場合に限り、課税証明書（ゼロ証明）による取り扱いが可能です。  
(注-2) 市外住所の申込者については、原則として、事業所に係る茨木市市民税の納税証明書を提出するものとします。

## 6. 融資を受けられた後に必要な書類

- (1) 領収証（写）等の設備実施確認資料を金融機関に提出してください。
- (2) 保証利用期間中に新たな決算期（申告期）が到来した場合、取扱金融機関または大阪信用保証協会より決算書（申告書）等の提出の依頼がありますので、提出してください。  
なお、提出しない場合には、今後新たな保証利用ができない場合があります。

## 7. 申込窓口

地方銀行	池田泉州銀行 彩都支店、池田泉州銀行 小野原支店、池田泉州銀行 富田支店、 関西みらい銀行 茨木中央支店、関西みらい銀行 茨木支店
信用金庫	北おおさか信用金庫 本店営業部、北おおさか信用金庫 茨木支店、 北おおさか信用金庫 茨木東支店、尼崎信用金庫 南茨木支店、 尼崎信用金庫 摂津支店、大阪信用金庫 茨木支店、京都信用金庫 茨木支店

◇申込に際しては、金融機関における確認や審査などがありますので、事前に対象金融機関にご相談ください。

## 8. 相談窓口 ※申込窓口ではありませんので、ご注意ください。

- ◆ 茨木市産業環境部商工労政課総務係 Tel 072-620-1620（直通）
- ◆ 大阪府商工労働部中小企業支援室金融課（制度融資グループ） Tel 06-6210-9508
- ◆ 大阪信用保証協会 千里支店 Tel 06-6835-3005  
※府制度融資および大阪信用保証協会に関するご意見等については、府金融課（制度融資グループ）まで。 Tel 06-6210-9508
- ◆ 中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画については、事業分野ごとに所管省庁が異なります。詳しくは、中小企業庁企画課経営力向上計画相談窓口（Tel 03-3501-1957）までお問い合わせください。
- ◆ 中小企業等経営強化法に規定する先端設備等導入計画については、茨木市産業環境部商工労政課（Tel 072-620-1620）までお問い合わせください。
- ◆ 中小企業強靱化法に規定する事業継続力強化計画、連携事業継続力強化計画については、近畿経済産業局産業部中小企業課（Tel 06-6966-6023）までお問い合わせください。

- このご案内は、設備投資応援資金融資の概要をお知らせすることを目的とするものであり、一切の融資もしくは保証等をお約束するものではありません。
- 申込書は申込人ご本人が直接受付へ提出してください。郵送では受け付けません。申込書受付後、信用保証協会及び取扱金融機関が審査し、保証および融資の諾否、決定金額について通知します。（各取扱金融機関からご連絡します。）
- 融資申込書は、原則として申込人がご記入ください。申込書類一式に虚偽の記載が判明した場合は、融資をお断りする場合があります。
- 融資の申込みを代行するだけで高額の手数料を請求する業者がありますので、ご注意ください。このような代行業者は、茨木市及び大阪信用保証協会とは全く関係ありません。
- 申込後、保証協会の審査の過程で、必要な書類の提出を求めたり、企業訪問させていただくこととなりますが、ご協力いただけない場合は、審査を打ち切らせていただくことがあります。  
なお、必要に応じ予約なしで訪問することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 融資の決定に際しては、資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に勘案して判断いたします。  
ご希望にそえない場合もありますので、あらかじめご了承ください。